

議案第9号

教育委員会の所管に係る公文書管理規程中改正について

教育委員会の所管に係る公文書管理規程（平成22年横須賀市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月14日

横須賀市教育委員会

教育長 新倉 聰

教育委員会の所管に係る公文書管理規程の一部を改正する規程

第4条の見出しを「（決裁文書の作成）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号又は第2号に掲げる決裁区分に該当する決裁文書については、教育長の決裁を受けた後に副市長に回付しなければならない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

所要の条文整備を行うため。

〔決裁文書の作成  
(決裁区分)

第4条 文書管理システム又は回議用紙に表示する決裁区分は、次の各号に掲げる決裁区分に応じ、当該各号に掲げる表示とする。

- (1) 市長の決裁を受け、又は合議するもの ①
- (2) 副市長の決裁を受け、又は合議するもの ②
- (3) 教育長の決裁を受けるもの ③
- (4) 部長の決裁を受けるもの ④
- (5) 課長等の決裁を受けるもの ⑤
- (6) 北図書館長、南図書館長、児童図書館長又は万代会館長の決裁を受けるもの ⑥

2 前項第1号又は第2号に掲げる決裁区分に該当する決裁文書については、教育長の決裁を受けた後に副市長に回付しなければならない。